

1 本書は、特別徴収の（個人）の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（退職・転勤等）した場合には、提出用紙で提出してください。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

5

守山 市長

令和 年 月 日

市町村民税 給与支払報告 に係る 給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号
係氏名 担当内線
4年度 特別徴収番号 宛番号
5年度 特別徴収番号 宛番号

所在地名 守山
個人番号又は法人番号
特別徴収税額 (年税額)
異動年月日
異動の事由
異動後の未徴収税額の徴収方法

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
特別徴収指定番号
新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入
左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 (1及び2に当てはまらない場合に記入してください。)

異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
旧特別徴収処理欄
4年度 月分以降の月割額は
5年度 月分以降の月割額は

市町村処理欄
A B C D E F
G H I J K L

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。